

■再編等に関する実施計画

令和6年3月

施設棟番号	B-8		所管部署	総務部	地域防災課	地域振興係
施設分類	大分類	市民文化施設	中分類	集会施設	小分類	学習等供用
施設名称	楓ヶ原会館					
所在地	あきる野市引田512-2			敷地面積(m ²)		1,156.7
延床面積 (m ²)	498.95	構造	R.C造	建築年度	平成元	経過年度 34

計画期間	令和6(2024)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 設置根拠：あきる野市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例 設置目的：市民生活の安定、文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 対象者：限定しない。 サービスの概要：趣味やサークル活動、コミュニティ活動などを行う場として、会議室等を貸し出す。
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 主な利用者は高齢者であり、定期的に利用する団体が多い。また、町内会・自治会の会議や市の事業でも利用されている。 令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限のため、臨時休館または営業時間の短縮などを行った。 利用申請の方法としては、利用者が管理人へ電話し仮予約をした後、紙の申請書において利用申請する方法としている。
③将来的な事業のあり方 (方向性)	<ul style="list-style-type: none"> 今後、さらに高齢化が進む中で、高齢者を含めた、利用者に利用しやすい環境（ハード面、ソフト面）を整備し、高齢者のコミュニティ活動や地域コミュニティ（町内会・自治会）の活動の場を確保する。 利用申請方法のデジタル化を図る（利用者の利便性の向上、管理業務の軽減、等）。 地域の町内会・自治会と連携し、地元の会館を含め施設の活用を図る。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が利用しやすい施設への改修（バリアフリー化等）の検討。 管理業務の効率化（デジタル化の推進等）検討。 地域の町内会・自治会との連携。 施設の老朽化への対応。 現在は使用していない入浴施設・設備の対応（撤去等）

⑤個別施設計画における再編等の方向性(令和3年6月時点)	再編の方向性	規模縮小														
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和10	建替え 又は長寿命化改修	令和31	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時築年数	60							
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般					・利用者は主に市民であるが、市民以外の利用も可能。									
	需要傾向	利用需要上昇傾向					・コロナのため減少したが、徐々に増加傾向にある。									
	規模適正度	余剰スペースあり					・1階浴室は、ボイラーの故障、また浴室利用者の減少のため現在使用していない。									
	建物活用	多目的利用検討可能			○	備考 ・指定緊急避難場所として登録されている。 ・賃借物件での運営でも可能であるが、地域に根ざした施設として、長期的に使用することから、費用対効果上、市有物であることが好ましい。										
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される			○											
		設置目的と異なる使用状況あり			×											
		単独機能での建物利用が望ましい			×											
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）			○											
	利用圏域	市全域					・市民以外の利用も可能としている。 ・利用料は市民と同額。（市民以外の利用料について要検討） ・近隣に町内会・自治会の会館がある。 ・市内に、学習等供用施設及びコミュニティ会館が13施設（楓ヶ原会館を含む）がある。									
	機能重複度	すでに広域化している			○											
		利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）			○											
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）			○											
	利用圏域に同種・類似施設はない	×					【再編方針】 ・施設の機能としては現状維持とするが、人口減少に伴う利用の減少が想定されることから、個別施設計画における再編の方向性に沿い、「規模縮小」とする。また、建替え等の規模縮小の実施は利用状況をみながら検討する。									
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ3「快適で安全・安心なまち」（第3章第2節1-①『防災施設・設備等の充実』） 第2次総合計画重点施策テーマ5「住み続けたい魅力的なまち」（第3章第1節-⑤『各種団体の支援』、⑥『地域コミュニティ団体の支援』） 地域防災計画第1編第9章第2節「避難場所及び避難所の指定・安全化」					【修繕・改修】 ・施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施することとする。									
	説明	第2次総合計画（重点施策）及び地域防災計画で掲げる地域の身近な防災拠点として、指定緊急避難場所に指定されているため、必要な施設である。					想定実施年度	想定実施内容・想定額								
⑨計画実行のスケジュール																
⑩計画実行に当たっての留意事項						・令和11年度までをめどに、大規模改修を実施するか、建替えるかを計画する。										
⑪計画実行後の課題	・府内関係部署と連携しながら検討していくとともに、市民や関係機関との連携についても考慮する必要がある。 ・利用状況や地域住民や利用者等の意向に留意しつつ、規模等についても検討する必要がある。					—										